

自治体議会改革への思い 議会内外の活動30年の断章

この三月は三八年間勤めた札幌市役所を退職することとなる。思い起こすと、一九八九（平成元）年四月、札幌市東京事務所から議会事務局への異動以来、三〇年にわたり「議会」に関わり続けてきた。当時、私は、東京事務所の上司に「議会事務局」を異動先として希望し、その上司が議会事務局総務課長に異動すると同時に、私も希望が適って議会事務局に異動となった。

それから、一九九九年までの一〇年間、議会事務局に勤務することとなり、うち二年間は全国市議会議長会での勤務も経験した。議会事務局在職中は、議員定数や議会が実施機関となる市の情報公開条例の改正、議員の資産公開条例制定に関わってきた。議長会在職中は、地方六団体の地方分権推進委員会の議長会事務局を担い、また、政府の地方分権推進法案の国会審議を傍聴する機会に恵まれた。一〇年間の議会事務局勤務では、札幌市議会の制度改正に携わり、地方分権改革を目の当たりにして、多くの貴重な経験を持つことができた。

議会事務局在職中は、議員からの調査依頼を含め、市長部局にできるだけ頼らずに調べようとする姿勢を保ち、議会図書室を活用しながら、市の一部局ではなく、「議会の事務局」を強く意識

して仕事をしてきた。議会事務局と議長会での勤務は、議事機関としての議会の重みをより深く認識する大きな機会となったのである。

また、北海道自治体学会での活動をおして、神原勝、森啓、松下圭一、江藤俊昭各先生方のご指導をいただけたことも、今の、議会技術研究会の活動に大いに役立ち、私の財産となっている。一〇年間の実践と二〇年間の研究の積重ねが、私の思考を形成してきたのである。

その中での画期的な出来事が、二〇〇六年五月の栗山町議会基本条例の制定である。二〇〇四年三月、自治体職員・議員、市民、大学の先生で構成された議会研究会で議論し、まとめた議会基本条例試案作成時は、一つの研究成果と考えていたのが、栗山町議会の中尾修議会議事局長、橋場利勝議長等との出会いをおして、議会基本条例が実現し、今では八〇〇ほどの自治体議会での制定につながったと思うと、非常に感慨深いものがある。

これからの自治体議会改革の中で、私が、今意識していることを三点にまとめた。

- ① 議会への市民参加から市民との交流へ
首長等の行政が先行して取り入れてきた市民参加については、議会においても進んできたい

るが、議会の信頼感を高め、議会活動への理解を深めるには議会と市民との双方方向のコミュニケーションが重要であり、地方自治法に規定する制度を超えた取組みが必要である。

- ② 自治体議会の政策活動の多様性

条例提案という立法活動が議会の唯一の存在価値を示すのではなく、首長等の行政への政策提案や提言、事業・政策の評価、条例の修正、議員個々の質問等幅広い政策活動ができる、しなければならぬことの自覚が必要である。

- ③ 政令指定都市議会での区常任委員会設置の可能性

区行政の総合化や市民との交流の観点から、区常任委員会を設置して、行政区単位の議会活動を行うことが必要である。併せて、総合区制度の導入により、行政面、政治面での域内分権が進むのではないだろうか。

以上、私の三〇年間の議会内活動（議会事務局勤務）と議会外活動（研究活動）について、簡単に振り返ってみた。自治体の問題は、議会だけにどまらぬ。それでも、議会にこだわり続けてきたのは、市民の負託を受けて選ばれた議員が、皆で話し合い、まちのことを決めていく存在に魅力と意義を感じてきたからである。

今の自治体議会全般をみると、改革はなお進化する可能性がある。首長は一人、それに対して議会は複数の議員が存在し、合議制機関としての多様性を感じさせてくれる。自治体の財源が限られている中、議会の議論は大切である。この議会という存在に期待し、今後も研究を続けていきたいと思う。

へわたなへ かずみ・議会技術研究会共同代表、札幌市職員